**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十四年六月二十四日開催の臨時総会の決議及び平成二十四年七月十一日岩手県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月六日

岩手県大船渡市猪川町字下権現堂九番地八号

下権現堂生産森林組合

代表清算人　稲澤　勝

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十四年七月二十五日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月六日

福島県いわき市平谷川瀬字明治町九六番地の一

職業訓練法人いわき理容美容職業訓練協会

清算人　村上清十郎

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年二月二十七日開催の総会の決議並びに島根県知事の認可により、平成二十四年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月六日

島根県松江市西津田一丁目九番五〇号

社団法人島根県鐵工会

代表清算人　藤原　善夫

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年六月二十六日開催の第五十二回理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月六日

山口県光市光ケ丘三番一七号

職業訓練法人周南コンピュータ・カレッジ

代表清算人　市川　熙

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十四年七月三十日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月六日

愛媛県西条市飯岡二二四八番地

財団法人飯岡公益会

代表清算人　高橋　武市

**配当公告**

千葉県山武市蓮沼ロ二二八五番地

破産者　堀江建設工業株式会社

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十二年（フ）第八五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三一五、七四八、〇七六円

一、配当することのできる金額

金一八二、六〇四、六二一円

平成二十四年九月六日

千葉県千葉市中央区本千葉町一番一号日土地千葉中央ビル五階

破産管財人　石川　貴康

**配当公告**

熊本県菊池郡大津町大字室一七六〇番地

破産者　協立コンクリート工業株式会社

右の者に対する熊本地方裁判所平成二十二年（フ）第八八三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金六、九七六、七一〇円

一般債権　金四八六、〇九四、七八四円

一、配当することのできる金額

優先債権　金六、九七六、七一〇円

一般債権　金二九、〇九一、九七九円

平成二十四年九月六日

熊本市中央区京町一丁目一一番三号

破産管財人　弁護士法人大知

代表社員　田中　俊夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市的場町一三番地一、最後の住所函館市本通一丁目五四番三二号

被相続人　亡　長部　カヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

北海道北斗市七重浜四丁目二一番四―一〇六号

相続財産管理人　司法書士　千葉　有紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県宇都宮市西川田町九三六番地一五、最後の住所栃木県宇都宮市緑二丁目二五番二〇号第一グリーンコーポ一〇二号

被相続人　亡　古河　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

栃木県宇都宮市宮園町八番二号松島ビル三階とちぎ市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川上　淳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市下浜田町一〇八五番地一三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩井雄二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

事務所群馬県太田市飯田町一二五八番地一太田丸の内ビル六〇一

相続財産管理人　弁護士　髙木　祥充

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県太田市高林南町六七五番地三〇、最後の住所群馬県桐生市相生町二丁目一〇四二番地の一

被相続人　亡　嶋田　照次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

群馬県伊勢崎市市場町二丁目八九四番地一

相続財産管理人　弁護士　竹原　正貴

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県桐生市黒保根町宿廻四八番地、最後の住所群馬県桐生市黒保根町宿廻一一九番地一

被相続人　亡　新井　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二階白田・久保田法律事務所

相続財産管理人　白田　佳充

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上六四番地、最後の住所埼玉県児玉郡美里町大字小茂田七四九番地　美里敬愛ホーム

被相続人　亡　小池**荘**太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月六日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　智章

**第64期決算公告**

平成24年9月6日

栃木県佐野市堀米町1636番地

**栗田煙草苗育布製造株式会社**

代表取締役　栗田　重雄

**貸借対照表の要旨**（平成24年5月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 661,942 |
| | 固定資産 | 871,466 |
| | 繰延資産 | 193 |
| | 合計 | 1,533,602 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 350,823 |
| | 固定負債 | 938,618 |
| | 株主資本金 | 244,160 |
| | 資本剰余金 | 46,200 |
| | 利益準備金 | 197,960 |
| | 利益剰余金 | 3,300 |
| | その他利益剰余金 | 194,660 |
| | （うち当期純利益） | (14,731) |
| | 合計 | 1,533,602 |